

第5回国土交通省独立行政法人評価委員会速記録

平成16年2月23日

国土交通省

平成16年2月23日

於・本省11階特別會議室

## 第5回国土交通省独立行政法人評価委員会速記録

国土交通省

## 目 次

1、開 会 .....	1
1、政策統括官あいさつ .....	1
1、議 事	
「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改定について	
「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」の決定及び「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項について」の改定について .....	4
平成 16 年度発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要について （総務省）政策評価・独立行政法人評価委員会意見について 中期目標期間終了時の評価について .....	15
1、閉 会 .....	29



## 開 会

金子政策評価企画官 それでは、定刻から5分ほど遅れておりますけれども、ただいまより第5回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、事務局を務めております政策評価企画官の金子と申します。

## 政策統括官あいさつ

金子政策評価企画官 それでは、会に先立ちまして、国土交通省政策統括官の山本から一言ごあいさつを申し上げます。

山本政策統括官 皆さんおはようございます。行政評価を担当しております統括官の山本繁太郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

木村委員長はじめ委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、今日、第5回目の国土交通省独立行政法人評価委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、各分科会を中心といたしまして、具体の独立行政法人の業績評価につきまして熱心に御指導を賜っております。このことにつきましても心から御礼申し上げます。

国土交通省の独立行政法人でございますが、3年前、11法人でスタートいたしました。その後事業実施法人も加わりまして、現在19法人でございます。来年度には都市公団、地域公団を合併いたします都市再生機構、それから、奄美群島振興開発基金も発足いたします。さらにこの通常会には、あと1カ月余りで有料道路公団の民営化に関連する法案も提起されます。道路保有に関する独立行政法人も近々発足する運びになる見通しでございます。

もともと独立行政法人でございますけれども、最初に当省で発足いたしました試験研究、

あるいは教育を中心とする法人、もともとは国家行政機構の中で担われておりまして、事業法人は主として特殊法人という枠組みで担われておったわけでございますけれども、これらいずれも単年度予算という法形式で、内閣と国会による民主的統制を確保されるということで憲法上の要請をクリアしておったわけでございますけれども、これを新たに「独立行政法人」という形で、中期目標、中期計画という計画ツールによりまして統制していただく。これによって各法人の自主的・効率的な運営を確保しようということを企図とした画期的な枠組みであるわけでございます。

文字どおり、我が省におきましても、3年間経過いたしますが、まだまだ試みの段階でございます。中期目標、中期計画を通じた緩やかな統制と言いますけれども、それによってだんだん具体の単年度の予算統制は後退していくべきであるわけですが、必ずしもそういうふうクリアにもなっておりませんし、どういうふうになれば憲法上の民主的要請と法人の自主的・効率的運営が確保できるのかということをお悩んでいる最中でございます。

そういう意味でぜひ評価委員会の御指導を賜りたいわけでございますけれども、今回は、独立行政法人の業績評価の基準についての若干の見直しをお諮りしたいと考えております。それから、それにも関係するわけでございますが、法人の役員の退職手当を支給する場合の基準について、新たに内閣の方針に基づいて基準を策定したいと考えておりますので、この2つを中心にお諮りしたいと考えております。

こういう試みが的確に進んでいくことによりまして、本来、企図しました独立行政法人の業務運営の適正かつ効率的な執行ということが可能になるわけでございます。どうぞ忌憚のない御意見をいただきまして、実りのあるものとしていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

金子政策評価企画官 どうもありがとうございました。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元にクリップでとめた主となる資料がございますので、ごらんください。議事次第に続きまして、座席表、きょう御出席いただいている委員の名簿、全体の委員の名簿に続きまして、資料一覧という目次がございます。その後に資料1から資料5までそれぞれ資料がお手元にあるかと存じますので、御確認ください。

特に落丁等なければこのまま続けさせていただきます。

それ以外に、お手元に薄い二枚組みの資料で、「基本方針の改定及び役員退職金に係る業績緩和率について」というペーパーがお手元にあるかと存じます。それ以外に若干の参考

資料もお手元にあるかと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の独立行政法人評価委員会は、昨年3月18日に開催されました第4回評価委員会において改正されました、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第2条に基づいて招集されております。本日は、委員の方及び分科会を代表される臨時委員の方に御出席いただいているところでございます。

本日御出席いただきました委員の御紹介につきましては、まことに恐縮でございますが、先ほど御説明申し上げました、お手元に配布させていただきました出席者名簿及び座席表をもってかえさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、第4回委員会以降新たに御就任いただきまして、本日御出席いただいた委員の方3名をここで御紹介させていただきたいと存じます。

委員に御就任いただきました方々は、まず、盛岡委員でございます。

続きまして、山口委員でございます。

続きまして、山下委員でございます。

どうぞ、これからもよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会は、委員24名及び委員長から招集通知を送りました臨時委員2名、合わせて定足数26名のところ20の方に御出席いただいております。これは過半数を超えておりますので、議事を行うために必要な定足数を満たしていることをここに御報告させていただきます。

なお、後ほど御説明させていただきますように、本年の7月1日及び10月1日に、それぞれ都市再生機構及び奄美群島振興開発基金の2つの独立行政法人が発足することを踏まえまして、本年4月1日及び7月1日付で委員及び臨時委員の追加をさせていただく予定となっておりますので、ここで申し添えさせていただきたいと思っております。

それでは、木村委員長に以後の進行はお願いしたいと存じますので、木村委員長よりよろしくお願い申し上げます。

木村委員長 おはようございます。木村でございます。以下の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日の議題に入らせていただきます。

本日のこの会議では、まず第1に「国土交通省の独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改定について、これは具体的に申し上げますと、従来の評価段階をもう一段増やそうという提案でございます。これについて御審議いただきまして、できれば決定し

たいと考えております。

2番目が、ただいまも御紹介ございましたが、「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」、これは内閣で独立行政法人の役員退職金が問題になりまして、これを改定すべしという決定がなされまして、それに従って業績勘案率等を加えて改定しようという提案でございます。

それから、もう一つは「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項」の改定、これは従来できておりますが、それをさらに改定するという件でございます。

このほか、平成16年度に発足予定の国土交通省所管の独立行政法人の紹介、先ほどございましたが2つございます。これについて御紹介いただきます。

それから、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から各省庁の評価の結果について意見が来ております。これについて御紹介いただき少し議論したいと思っております。

それと、そろそろ再来年になりますか、独立行政法人としての第1サイクルが参ります。そういうことで中期目標終了時の評価について御報告いただき議論したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改定について  
「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」の決定及び「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項について」の改定について

木村委員長 それでは、事務局から第1の議題であります「国土交通省の独立行政法人の業務実績評価の基本方針」の改定と、2番目の議題であります「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」の決定及び「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項」の改定について、この3つを一括して御説明いただき御審議いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

与田政策評価官 国土交通省政策評価官の与田と申します。よろしく願い申し上げます。

お手元に二枚紙の基本方針の改定及び役員退職金に係る業務勘案率といったレジユメを一応用意してございますので、これと資料を参照しながら御説明申し上げたいと思います。



まず、第1の「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改定でございますけれども、現在この左の表にございますとおり、独立行政法人の業務運営評価については、「順調」、「概ね順調」、「要努力」といった3つの段階になっているわけでございます。中期計画に記された年次計画が過不足なく達成されるというのが100でございますけれども、その上に、それを上回っているといった評価もつけてございますので、満点はこれはちょっと誤植がございまして、129点とございますが、150でございます。現在は100と150の間が中期計画が達成されているといったことで一括しておりますけれども、同じ達成の状況といいましても、それを大幅に上回っているのと、ぎりぎり達成しているというのでは若干違う点がございまして、評価に対するインセンティブを持っていただくということで、今般、100から150のうちの130から150の間を「極めて順調」といった評価区分をつくりまして、今まで3段階であったものを4段階にさせていただくということでございます。

資料1の3ページをめくっていただきたいんですが、具体的な評価基準の改正点については赤字で示してあるとおりでございます。今まではこの四角の中の上から2つ目の丸、これが100%以上、150%までのときには「順調」とするようになっておりましたものを2つに分けて、100%以上130%未満が「順調」、130%以上である場合には「極めて順調」とするといった改定をしたいと思っておりますのでございます。

基本方針の改定については以上でございます。我々としてはこういった案で行かせていただきたいということでございます。

第2点の「役員退職金に係る業績勘案率」でございますけれども、これについては資料2の6ページを見ていただきたいと思っております。その背景を御説明したいと思います。

昨年の12月19日、これは閣議決定に先立って私どもに内閣官房からお話があったわけでございますが、閣議決定がございまして、本年から退職金については、月当たり100分の12.5を基準とするということになったわけでございます。これは次の2-7ページを見ていただければ過去との差がよくわかると思っておりますが、従前は退職金額は、退職時の報酬月額掛ける0.28掛ける在籍月数といったこととございましたけれども、これを公務員並みに下げるとということで、ここの部分が上にありますとおり、0.125になったわけでございます。

さらにこれに加えて、また2-6ページに戻っていただきまして、1.(1)の3行目から4行目にかけてございますが、この12.5に、「各府省の独立行政法人評価委員会が

0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する」といった要請を受けているところでございます。

この場合において、0.0 から 2.0 のメルクマールでございますが、これは 2 - 8 ページの参考 4 にございますが、これが 5 段階に分かれております。内閣官房の方からは、いずれにしても基礎は 1.0 であるということを強く要請されているところでございます。

したがいまして、この二枚紙に戻っていただきまして、私どもとしては今私どもが持つておる業務運営評価のうち、90 点から 109 点の間を 1.0 としよう、さらに 110 から 129 の間を 1.5、70 から 89 の間を 0.5、それから 130 以上、先ほど申し上げました「極めて順調」の場合を 2.0、それから「要努力」の場合を 0.0 といった形の業績勘案率にしたいということで御提案申し上げたいところでございます。

この具体的な運用でございますが、次のページを見ていただきまして、この業績勘案率というのは、各年度において当該役員の業績勘案率を決めるものでございますが、いずれにしても役員の方々は複数年度におられることが多うございますので、その場合にはどうするかというと、これを加重平均して、それを 4 捨 5 入して 0.1 刻みとするということでございます。

これについては 2 - 5 ページを見ていただきたいと思えます。その計算の仕方ですが、例 1 は、最初の年が 115% の「順調」で 1.5、2 年目が「順調」の 108% で 1.0、3 年目が「極めて順調」で 2.0 の勘案率になった場合には、これをそれぞれ在籍年数を掛けて 1.33 という数字を出して、これを 1.3 に丸めるといったことで個々人の業績勘案率を決定していきたいと考えているところでございます。

さらに役員個人の業績の考慮方法でございますが、今まで独立行政法人の中には 0.1 のアローアンスを持っているところがございます。私どもとしてもいろいろと個別の事情が生じてくる可能性がございますので、この 0.1 のアローアンスを一応設けておきたいといったことがございまして、先ほどの場合は 1.3 と決まっているわけでございますが、想定される業績勘案率は 1.2 から 1.4 といったことになるわけでございます。ただ、現実には今まで独立行政法人で 0.1 を使ったことは実際には聞いてございませんので、これをするにしたところで例外的な扱いになるのではないかと考えているところでございます。

3 . で 1.5 を超える業績勘案率を決定するための条件でございますが、これも 2 - 8 ページをもう一回見ていただきたいんですが、一番下の注 2 で、目的積立金を積み立てることが必要であるということと、その前の 2 - 6 ページの ( 2 ) の下から 3 行目ございま

すが、業績勘案率が1.5を超え、または0.5を下回る場合は、速やかに各主務大臣に通知するとともに、主務大臣は内閣官房長官に報告するとなっております、そういった意味で1.5を超える勘案率というのは若干限定的な運用になっておる関係で、この運用について1つは先ほど書いてありましたとおり、目的積立金を積み立てていること、さらにもう一つとして、複数の事業年度において「極めて順調」という評定が加わっていることの2点を、1.5を超える業績勘案率を決定する場合の条件としたところでございます。

これを具体的に文章にしたのが資料2の2 - 1ページから3ページでございます。2 - 1ページは頭でございますが、決定方法として平均業績勘案率、2 - 2ページをめくっていただきまして、先ほど御説明しました年度業績勘案率が規定されております。さらに役員の個人業績について0.1を増減することが可能である。それと1.5を超えるものの制限的運用を書いてございます。あとは3ページでございますが、1.5を超える、また0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき国土交通大臣にこれを通知するといった規定をつくったところでございまして、私どもの案として示させていただきたいと思っているところでございます。

次に、「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項」の改定でございますが、これは2 - 4ページに書いてございます。先ほど御説明しましたとおり「役員の退職手当支給に係る業績勘案率」の決定につきましては、そもそも単年度の独立行政法人の評価については分科会専決にしておりますし、あるいは役員等の報酬等の支給基準に関する意見具申についても分科会に落としてございますので、この役員の退職手当支給に係る業績勘案率の決定も分科会専決にさせていただきたいということでございます。

さらに、この上でございますが、これは各事業年度に係る業務の実績評価結果を受けての当該独立行政法人に対する業務改善等の勧告でございますけれども、(2)が主務大臣への意見具申関係でございまして、これは実は主務大臣への意見具申ではございませんで、当該独立行政法人に対する意見具申でございますので、しかるべき場所に変えさせていただいたということだけでございます。

私どもからの説明は以上でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

木村委員長 ありがとうございます。

以上3件、二枚紙をごらんいただいた方がよろしいかと思いますが、ただいまの御説明のとおり、従来評価が「順調」、「概ね順調」、「要努力」という3段階でございましたが、

これを「極めて順調」という1つ一番上のランクをつけるという御提案でございます。それと同時に退職金の問題の御提案と、最後に分科会で議決できる項目として、新しく役員  
の退職手当支給に係る業績勘案率の決定というものを入れさせていただきたいという御提案  
でございます。

どれからでも結構でございますが、御意見いただければと思いますが、いかがでござい  
ましょうか。どうぞ。

会田委員 2点お伺いしたいんですが、まず1点目は先ほどの閣議決定のところ、資  
料の方でいきますと資料2の2 - 6ページ、右肩に「参考2」と書いてあります。こちら  
の方では、独立行政法人については、これは独立行政法人評価委員会が評価する以外にな  
いというふうに理解していいのかどうか。ほかの機関がやるということはないのかという  
のが1点目です。

それからもう1点目が、資料2の方の判断の指標、2 - 2になります。こちらで出てい  
るそれぞれの評定をつける際の判断の指標と、別紙二枚紙の方の業務運営評価の4段階の  
点数の範囲が微妙にずれているんですけども、このあたりをどういうふうに理解したら  
いいのか、そのあたりについて少し御説明をお願いできればと思います。

以上2点でございます。

与田政策評価官 1点目の評価委員会の話でございますけれども、独立行政法人につき  
ましては評価委員会が決めることになっておりまして、まだ残っております公社、公団に  
ついては、別途第三者機関をつくるという整理になっております。

それから、第2点の業務運営評価と業績勘案率の関係でございますけれども、私ども法  
人の業務運営については、中期目標を達成しているかが一つの大きな境目になると  
考えておりまして、そのために100%以上を「順調」とさせていただいております。他方、  
役員退職金については、内閣官房の方から、基礎については100%前後については1.0と。  
基礎を1.0ということは、100%前後については1.0ということだと私どもとしては理解し  
ておりまして、そのために5段階になっている。もう一つは、内閣官房から示された表が  
5段階になっていることもあって5段階にしておりますが、これに法人の業務運営評価と  
いうのはまた別の視点といいますか、その分けについて私ども4段階でいいと考えている  
ところでございます。

会田委員 組織の評価と理事の業務運営評価が違うということはわかったんですが、ど  
うもこの二枚紙の方の下の方の表を見ますと、法人の業務運営評価から自動的に何か役員退職

金に流れていくような図になっているので、ちょっとこのあたりで混乱したのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

与田政策評価官 基本的には自動的に決まると私ども解釈しております。

木村委員長 そうすると今会田先生の御指摘の二枚紙の下ですね、役員退職金に係る業績勘案率について、これはどういうことですか、129~110、109~90、89~70 となっていますよね。それを上に持って行かなければいけないわけですね。ちょっと私も混乱しましたが。要するに業務運営評価は 150~100 で「順調」、99~70 で「概ね順調」、69~0 で「要努力」というやつを、右のように変えるということですね。そうして今度は役員退職金でそれをはね返すときに。

与田政策評価官 それをはね返すときに、「順調」と「概ね順調」を3段階に分けさせていただいたということです。その心は、100%前後を1.0にするという必要性からそういった形になっているわけでありませう。

木村委員長 どうぞ。

高木委員 私の理解ですと、業務運営評価が4段階になるということで、上の二枚紙の上の段に書いてありますね、「極めて順調」、「順調」、「概ね順調」、「要努力」と。それで閣議決定の制約で、1.5以上と0.5以下というのはめったにつけない。あるいは主務大臣報告というようなことになっているから、非常に限定的なものになる。そうすると0.5から1.5の間を、そういう理解だとすると「極めて順調」の部分を除き、それから、もう一つ「要努力」の方は0.5以下になるという理解なので、その2つを3つの段階に分けなければならない。ここが60点なので、20点ずつ分けたということになっていると思うんです。問題は、20点ずつ分けたときに90点の部分で1.0にするということが、やや問題なのかなというふうにちょっと理解したんですけど、そういうことではないんでしょうか、御質問の意味は。

与田政策評価官 そういうこととありますと、この2 - 8ページでございますけれども、概ね中期目標どおりの実績となった場合ということで1.0と示されておりますので、90から109というのは妥当なところではないかと私どもとしては考えております。

高木委員 100点に満たないのに1.0をつけても、まあ許されるのではないかとということですか。

与田政策評価官 「概ね」ところは書いてございますので、そこら辺のアローアンスは

認められているのではないかと考えております。

木村委員長 ほかによろしゅうございますか。どうぞ、後さん。

後委員 非常に根本的なというかプリミティブな質問で恐縮なんですけど、例えばまともな経営者ならば、今回は余りうまくいなくても長期的にはこれはいい方向だから、まあ数年は我慢してというような割と長期的な視点で経営すると思うんですけども、そういう場合に、もしも退職金とこういった100%以上とか今御議論されていたようなことであれば、目標を立てるときに必ずきちんと達成できるものに行くようなことにはならないでしょうか。目途としては、中期目標の1年分を毎年毎年きちんと達成するというのが退職金にはね返ることになっているんですけども、そういう場合に中期目標とか数値を設定する時点で、きちんとできそうなものになるという方向でのインセンティブは働かないのでしょうか。ちょっとその辺を大変心配しているんですけども。

与田政策評価官 1つは年次目標の話を上申しますと、年次目標は中期目標を年度別に分けたものでございますので、それが確実に達成されれば中期目標は達成されるんじゃないかと思っております。中期目標でございますけれども、これについては2つも3つもたがががかかっているわけでございまして、1つは分科会でしっかりと議論していただくということ、それからもう一つは財務省の主計局のチェックがしっかり入ります。さらに今後のことを考えますと、改革関係の話がいろいろ出てくると思いますので、そう安直な目標の設定というのは、今回の中期目標についてもそういった考えではないんですけども、今後さらにそういった面は厳しくなるんじゃないかと私どもとしては理解しています。要するに独立行政法人が楽に達成できる目標を単に書いただけでは、世間がだんだん通らなくなっているんじゃないかということでございます。

後委員 楽に達成するというのはちょっと語弊があったかもしれませんが、要するにかなり現場に任せて、失敗するか成功するかわからないけれども、まあやってみなさいということについては、リスクをとらない方向に行くんじゃないかということで申し上げました。今おっしゃっていることの意味はわかりますよ。わかりますけれども。

与田政策評価官 リスクをとるかとらないかというのは役員さんの判断じゃないかと思えます。私どもとしては、そこまでシュリンクすることはないんじゃないかと思っております。

後委員 初回の目標設定が非常に節約的なというか、節減的というような目標設定が多かったものですから、その程度ならどこの民間企業でもやっているんじゃないかというよ

うな節減程度でしたので、ちょっとそんな危惧を持ちました。

木村委員長 今の後委員の御指摘は大学評価が始まる時にものすごく出たんです。つまり目的、目標に対する評価であるから。ちょっと後さんの議論よりもう少し低次元の話ですけれども、目的、目標を初めから達成できるようにしておけば評価はよくなるじゃないかということだったんですが、ところが世の中に対するアカウンタビリティというのがありますから、各大学が出してきたものは決してそんな低いものじゃないんですね。やはり情報公開をすることによって、その辺を国民にチェックされるということが非常に大きな要因になっています。

それからもう一つ、今おっしゃいませんでしたけれども、これは総務省の評価も受けますから、これは目的が甘かったら 甘かったらというか、今、後さんのおっしゃったような意味はなかなか難しいと思うんですけど、目的、目標の設定が甘かったらそれは相当やられるということで、いいサイクルには回転していくんじゃないかと私は思っております。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

五十嵐委員 二枚紙の3の2)ですが、個人的評価、業績がある場合、プラスマイナス0.1とありますが、例えば特段の個人業績というものはどんなものをお考えか。例えば発明とか、特許とか、あるいは叙勲とか何かそんなものですか。何でしょうね、例えば。

与田政策評価官 基本的に役員さんの評価というのは法人の評価と表裏一体のもので、それは基本的にはこの評価そのものだと思います。そこら辺のところは特に想定しておりませんけれども、1つ私どもとして部内で検討して話があったのは、特別の個人のことよりも、今回、独立行政法人になった機関の中には母体が複数にわたっているものがございまして、その母体の担当の役員によって、担当する部門によって成果が違うものが出てくる可能性があるものですから。例えば鉄道・運輸施設の関係では、船も持っていますし鉄道を持っているところで、鉄道部門と船部門の例えば業績が違う。全体として業績のいい方が0.1プラスして、業績の悪い方は0.1引くというようなことも考えられるのかなと考えております。

五十嵐委員 そういわけですか。複数部門の調節みたいなものですね。わかりました。

木村委員長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ、小山先生。

小山委員 最初の独法の委員会だったと思うんですが、この委員会は役員報酬について意見を述べることができるという話がございまして、私は個人的には毎月の月給にまでコ

ミットするのは難しいかもしれないが、ボーナスの査定位してはどうかという御提案を申し上げます。なかなかこれが受け入れられるところではなかったんですが、今回退職金ということで、基本的な方向として私はこういうインセンティブをつけることはいいことだろうと思います。できれば退職金というのは、もうフィードバックは効きませんので、そういった意味ではちょっとこだわりがあるんですが、ボーナスの方についてもこういうインセンティブを導入すべきではないかという印象を持っております。

それからもう一点は、個人業績と法人業績の割り振りでございますが、ただいまの御説明ですとほとんどチームとしての評価ということになってしましまして、理事長さんが強力で理事さんはほとんど何も言えないというような法人もあるかもしれませんが、そういう中で個人としての役員がどういう活躍をなさったかというのは、少しは分科会の方でも見えるような感じがいたします。この期に及んでという感じもいたしますけれども、余り個人評価の方を低く見ない方がいいのではないかと思います。0.1が多いとか少ないとかいう話になって、0.15にしたらどうなるかというような議論ではないと思いますが、基本的な姿勢として、ちょっと感想だけ申し上げさせていただきたいと思います。

木村委員長 ありがとうございます。

最初の賞与の件は、ある程度できるんですね。国土交通省はどうなっていましたか。やっている省庁もありますね。

与田政策評価官 経産省さんの方でおやりになっているということですので、できると思います。

木村委員長 ほかの省庁のことを言うと悪いと思ったんですが、私は経産省の評価委員長をしているので、かなり厳しく。あれもちょっとおかしいと思うのは、増える方はちょっとしか増えなくて減る方はガバッと減るんですよ。同じにすべきだと思うんですけど、どうも世の中の。たしか0.3%増えるんだけど、減るときには1%近く減ってしまうというところでもないことになっているんですが。その辺は今小山先生がせっかく御発言いただきましたので、インセンティブをつける意味でもまた考えていただきたいと思います。

椎貝先生。

椎貝委員 私の一般的な今の話に関するコメントでございますけれども、結局、長期目標というものを立てないで中期目標でやっているから、そういう問題が起きるので。私は余り感心はしませんけれども、これは緊急避難的な状況ではないだろうかと考えております。とにかく、本来は中期目標というのは長期目標を達成するためにあるわけであって、



それなしにある程度の業績を上げろという趣旨ですね。ですからそれは私は緊急避難として認めますけれども、長期的には必ずしもいい政策ではあり得ないと思います。

これは何をやるのでもそうですね。日本の太平洋戦争がそうだったわけで、短期的には成功するけれども、中期的には成功するけれども、長期的には必ず負けるという形になっていますから。できるだけ早く長期計画をどのように立てて、それに中期計画が乗っていかなければならないだろうと思います。ですから私は緊急避難ということで、これはやむを得ないとは思っております。

木村委員長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、鳶さん。

鳶委員 ほかの省庁がどうなっているかは余り気にすることはないと思いますが、この業務運営評価の仕方について、学校や雑誌などのアンケート評価は、大体A、B、C、D、Eなど5段階評価が多いと思うんです。しかし、この評価法は、極めて順調、順調、概ね順調と非常に抽象的で4段階になっていますが、5、4、3、2、1とか、A、B、C、D、Eにした方が何となく日本人の感覚に合っているし、つけやすいなという感じがするんです。「順調」をキーワードにした評価法に、何か意味があるのでしょうか。あるいはほかの省庁はどうしているのでしょうか。

金子政策評価企画官 ただいまの点をお答えさせていただきますけれども、おっしゃるとおり確かに極めて順調とか、順調とか、非常に定性的な評価になっております。ただ、その基本としては各中期目標の項目ごとに点数をつけていただいて、点数をベースにこういうものに落とし込んでいるということがございます。

この決め方の中で、境界線、例えば99点と100点となったときに、今の評価の基本原則の中では99点であっても、ほかの面の努力が認められれば99点の評価を一つ超えて、評価上も若干調整できる規定もございますので、そのあたりでベースとしては点数があるんですが、若干上下させることができる。そこは分科会のアローアンスになるわけですが、そういった形で決めるということを前提としておりますので、やはり厳密な点数化というか、そういったものよりは全体として評価した方がふさわしいであろうということで、私どもとしてはこのような形でやっているということでございます。

鳶委員 ほかの省庁もそうなんですか。

金子政策評価企画官 概ねそのようでございます。

鳶委員 我々は小さいころから学校で、3というのは普通、4というのはやや良いとか、

そういう評価基準が我々の頭への刷り込みとしてあるわけです。3というのは普通だということも、これは50ということではなくて、45から60とか大体そんなような基準で考えているわけですね。しかし、この独立行政法人の評価法は、言葉の評価ですよ。順調、概ね順調など、つねに「順調」という言葉を使っているわけだから。これは内部だけの問題ではなくて外にも見せるわけでしょう。一般の人たちがこの言葉を見たときに、どういう反応を示すか。一般の人がわかりやすいのはA、B、C、D、Eとか、5、4、3、2、1とか、我々が小さいころからずっと学んできたその評価です。僕がわかりやすいし、それが親切な公表の仕方じゃないかなというふうに思うんです。あえてこういう言葉を使うのは、何か意図的なものがあるのかなというふうに、逆に勘ぐられるんじゃないかと僕なんかは思っちゃいます。

木村委員長 また経産省の話で恐縮ですけど、経産省はAA、A、B、C、Dなんです。ただし国土交通省の方が進んでいるのは、点数を使っているところなんです。ですから今、鳩山さんの御意見で、国土交通省の場合は今おっしゃったA、B、C、Dに直すことはとても簡単だと思うんです。点数でやっていますから、片一方はロジカルですから。経産省の方は左の方が余りロジカルじゃないんですよ。AA、A、B、C、Dとやっていますから、その辺改良の余地があるんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

与田政策評価官 私どもとして、ごまかすためにこういった表現を使っているという気はございませんのですが。

鳩山委員 そういうふうには思わないけれども、一般の人がわかりやすいという意味で言うと、それが一番日本人にはわかりやすいんじゃないかということです。

与田政策評価官 1点だけ、実はこの「順調」とか「極めて順調」というのは去年つくったばかりの基準でございますので、これで1年やらせていただいて、今の御指摘の点については、内部では「極めて順調」とか言わずに、Aとか、Bとか、Cとか言って議論しておりますので。

鳩山委員 それは内部もそれの方がわかりやすいからでしょう。それだったら、外にもわかりやすい基準を出した方がいいわけですよ。

与田政策評価官 「極めて順調」にすべきか、Sにすべきか、AAにすべきかと議論していたぐらいですので、そこら辺はちょっと。今回はこれで行かせていただいて、将来的な課題として検討させてください。

木村委員長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、以上の3件につきましては原案どおりお認めいただいたということにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

今の嶋さんの意見、その他後さんの意見はかなり重い意見だと思うんですけども、そういうことで独立行政法人はスタートしたばかりですけども、今後ぜひお考えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

平成16年度発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要について  
(総務省)政策評価・独立行政法人評価委員会意見について  
中期目標期間終了時の評価について

木村委員長 それでは、次に参ります。「平成16年度発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要」、2つございます。これについて御説明いただくということと、「(総務省)政策評価・独立行政法人評価委員会意見」が出ておりますので、これについて御紹介していただいて少し御意見をいただきたいと思います。それから、先ほど申し上げましたように2年先ですか、中期目標が終了しますので、そのときの評価の問題について、この3点について御意見を賜りたいと思います。資料3、4、5で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

金子政策評価企画官 それでは、私の方から御説明させていただきます。

まず資料の3でございますが、来年度、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人奄美群島振興開発基金、この2法人が新しく独立行政法人として加わることになりました。これによりまして、現在国土交通省は19法人の独立行政法人を所管し、それに対して13の分科会でいろいろと御議論いただいているわけでございますが、来年度はこれが21法人となり、分科会の数は15分科会になるということでございます。大変多数だと思っておりますが、このような形で来年度は進んで行くということでございます。

来年度新しく加わります1つは都市再生機構でございます。資料3-1に概要をまとめております。これは現在ございます特殊法人都市基盤整備公団、それから、地域振興整備公団の中の地方都市開発整備業務部門、この2つを統合して、平成16年7月1日から独立行政法人として発足する予定でございます。

業務の概要でございますが、資料にございますように、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化、居住環境の向上を通じて都市の再生を図ること、良好な住居環境を備

えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることを目的として、以下の業務ということで3点ございます。都市再生に民間を誘導する業務、賃貸住宅の管理等の業務、国家的プロジェクトへの対応の業務ということでございます。

これにつきましては、従来ですと都市基盤整備公団はフルセット型と言って、すべて自分たちでやるということでやってきたようでございますけれども、独立行政法人になってからは業務を見直し、民間による都市再生機能をより働きやすくするような基盤整備の業務に移すことになるということでございます。

3番で役職員の数でございますが、役員数は全部で13人、当分の間16名以内になるということでございます。職員数は以下のとおりで、大体4,600名程度になるんじゃないかということでございます。予算規模についても、平成15年度と16年度を比べまして、独立行政法人化するに当たりスリム化しているわけございまして、都市公団部門、地域公団部門の両方とも91～92%程度にスリム化しているということでございます。

続きまして、独立行政法人奄美群島振興開発基金が、本年16年10月1日に新しく独立行政法人になるわけでございます。これにつきましては業務の概要にございますが、基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給するという金融機能を持っている法人で、一般の金融機関が行う金融を補完し、奨励することを目的として、保証業務、融資業務、出資業務を行うこととしています。出資業務については、平成17年度まで継続して、それ以降はこの業務を行わないということで、ここで事業のスリム化を行うということでございます。

役職員数は、平成15年度定員は23名ということで、小さい法人でございます。

いずれにしても、特殊法人から今回移行してまいる法人が2つ加わり、また分科会として2つできるということでございますので、新しい法人についてしっかりとした形で運営し、それに対して適切・的確な御評価をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新しく加わる法人についての御紹介は、簡単でございますが以上でございます。

引き続きまして、資料の4でございます。平成14年度の業務実績評価を先生方に行っていただき、これにつきまして総務省の評価委員会に提出して、先方から評価の方法、評価のやり方について意見を言うことができるようになっているわけでございますが、昨年11月13日に「政策評価・独立行政法人評価委員会」、総務省の委員会から当省の委員会の木村委員長あてに意見が参ったわけでございます。その実際の文書のコピーは資料4-2

でございます。

4 - 2 ページ以下に、実際に来た意見のコピーが数ページにわたってつけてありますが、それを 1 枚にまとめたものが資料 4 の 1 ページ目で、この中に概要をまとめております。

基本的には今般の総務省との意見のやりとりについては、私どもの印象としては大变的確な御意見をいただいたかなと感じております。特に総務省からは、各法人ごとに評価のあり方がどうであったかということを中心に、あるいは評価委員会を通じて各法人にこういうようなことをお願いしてください、こういうような形で法人運営をするようにしてくださいという形で意見が来ているわけでございます。大宗のものについては一番上の丸にございますが、評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。大宗の評価については、このような評価が共通のものとしてきたわけでございます。これはすなわち、評価を大変適切に行っていたらいておるので、これについてしっかりと評価に基づいた業務を今後推進していただきたいということが法人に求められておりますし、また評価委員会については、概ね現在の評価委員会の活動につきまして、総務省から高い評価を得ているのではないかと感じているところでございます。

それ以外に、個別の法人について若干の意見もきているところでございます。個別について意見の共通軸を探ってみますと、数値に基づく評価を今後きちっとしてくださいということがあると思っております。確かに評価の結果を見て、某法人では分科会で御評価いただいた評価書の中に、なるべく数値の基準をとるようにということを書かれている分科会もあるわけでございますが、個別にもっと数値を使った評価を行うようにしてくださいという意見があったことを今回ここで申し上げたいと思っております。

昨年、平成 13 年度に初めて法人評価を行って、総務省に対してそれを提示して、総務省からの意見が来たわけでございますが、13 年度は両方とも初めてであったということもあり、大変長い意見のやりとりをさせていただいたわけでございますが、今回は、このあたりのやり方もだんだんお互いの間でも練れてきたのではないかと感じるころが多うございます。

今後につきましては、昨年 10 月 1 日に、従前の特殊法人から新しく移行して独立行政法人になった法人がございます。この法人の初年度がこの 3 月に終わるわけでございます。概ね半年程度でございますが、これについても 1 年度目の評価ということで、今後各分科会を通じて御評価いただくことになるかと思っております。今までの教育研究法人とまた少し違

った事業中心の法人でございますので、このあたりにつきましても来年度から始まります各分科会単位での評価の作業につきまして、先生方によりしくお願いしたいと思っているところでございます。

以上簡単でございますけれども、平成 14 年度の法人評価に対する総務省の意見の概要を申し述べさせていただきました。

引き続き資料 5 でございますが、「中期目標期間終了時の評価について」ということで御説明させていただきます。表紙をめくっていただきますと 5 - 1 という資料になっております。ここに流れ図のようなものが書いてございます。これはどういうことかと申しますと、平成 13 年 4 月 1 日に私どもの一番最初の独立行政法人ができたわけでございます。その第 1 期目の法人の中期目標期間の最終年度が平成 17 年度に訪れるわけでございます。独立行政法人通則法 35 条においては、中期目標期間が終わった段階で、中期目標をどのように達成したのかということ踏まえまして、法人の業務の見直し等も含めまして、主務大臣、国土交通大臣が見直していくという規定になっているわけでございます。

ところが、中期目標期間が終わった段階で、中期目標期間を後から評価するということになりますと、実は中期目標期間が終わって評価するときには次の中期目標期間が始まっている、こういう状態になるわけでございます。これでは実際独立行政法人の今回の制度の趣旨に立ち返りますと、中期目標という目標をまず与えて、その達成度合いを評価して機動的に見直していくというこの見直しの作業が実際にできないということになるわけでございます。こういった事態をどのような形で実際の制度として運用していくかということで、実は昨年 8 月 1 日に閣議決定が出たわけでございます。これが資料 5 - 3 に閣議決定としてコピーさせていただいております。

これにつきましては、今私が簡単に申し上げましたようなことが 1 枚目に書いてあるわけでございます。今申し上げました事後的に評価するときには、次期中期目標期間は始まっているという事態を踏まえまして、その最終年度の概算要求を行う際に、概算要求の予算編成過程におきまして、総務省の独立行政評価委員会から、勧告の方向性というものが出るということになっております。これは、このような形で法人の業務を具体的に見直していただきたいというような勧告の方向性というものを、最終年度に総務省の委員会が出してくるということを閣議決定で決め、その勧告の方向性に基づいて各法人の業務等の見直しを行うということになるわけでございます。

また資料 5 - 1 に戻っていただきますと、今申し上げたようなことをこの流れ図で示し

ております。先ほど申しましたように翌年度の予算の概算要求は9月でございますので、その9月の前、8月の段階でまず国土交通大臣が評価委員会の意見を踏まえて業務全般の見直しを行い、それを翌年度、つまり新しい中期目標期間の第1年度になるわけですが、この概算要求に反映しなさい、反映をするべきであると、こういうようなことになるわけでございます。

そういった要求状況などを踏まえまして、総務省の委員会が、今度は10月ぐらいと書いてありますが、10月から11月ぐらいにかけて中期目標の終了時の見直し、法文上は先ほど申しましたように、中期目標が終わった段階で事後的に出すものでございますが、それでは間に合わないということで、勧告の方向性と書いてございますが、基本的には最終意見のようなものになるかと思いますが、こういったものを出してくる。各主務大臣は総務省の評価委員会が出した指摘を踏まえて、これにのっとった形で法人の見直しのためのさまざまな作業を行い、新しい中期目標をつくってください、こういうような流れになるということでございます。

実は平成15年度が最終年度でありました独立行政法人が1つ既に文部科学省の法人で出ております。これは資料の5-2を見ていただきますと、中期目標期間の終了時点別で現在のところまでに設立されております独立行政法人がそれぞれ分けられておるわけですが、一番上にある独立行政法人教員研修センターという文部科学省の独立行政法人が、15年度に最終年度を迎えたということでございまして、今申し上げました流れ図にのっとった形で実際に作業が進んで行ったということでございます。

若干付言しますと、全く新しい仕組みで第1年度目の手続でございますので、厳密に見てみると、まだ手戻りが今後あるのかなと、もうちょっと具体的な手続が明確になってくるのかなと思うようなところも感じられるわけですが、これは資料5-7に、実際には11月13日にさかのぼりますが、総務省の評価委員会の委員長から文部科学大臣あての文書で、勧告の方向性というものが出ているということでございます。

こういった状況を踏まえまして、私ども先ほど申しましたように平成13年度にできた独立行政法人の中期目標の最終年度が平成17年度に来るということでございますので、これは今年という話ではないのですが、来年のしかるべき早い時期には一度、私どもとしても評価委員会の先生方に、各法人のそれまでの中期目標の達成ぐあいを御評価いただいて、それでもう一度見直してみても、それを私どもの平成18年度予算の概算要求、実際には平成17年の夏になるわけですが、これに適切に反映していく必要があるのではないかと考えて

いるわけでございます。

今申し上げましたように、実際にこういった検討を始めるのは恐らく今年というよりは来年早々になるかと思いますが、こういった形で今後進んで行くだろうということを踏まえまして、今後さまざまな御相談などをさせていただきたいと思っているところでございます。当然私ども内部でいろいろ議論いたしまして、またさまざまな案を御提示させていただきたいと思っておりますけれども、今後このような形で進んで行くということをまず念頭に入れておいていただきたく、今回御説明させていただいたわけでございます。

以上でございます。

木村委員長 ありがとうございます。

以上3件、平成16年度に発足予定の新しい国土交通省所管の独立行政法人が2つでございます。それと総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見、それと中期目標終了時の評価について、これは17年度末に終わるものがありますので、それに対してどう準備するかということについての御説明でございました。この3点、順不同でも結構でございますから、何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

椎貝委員 先ほど申し上げたことと重複するんですが、確かにこれしか今のところ方法がないというのはよく理解しますけれども、結局は中期目標でつないでいこうという政策ですね。長期目標は立てられないということで、それはそれで私はやむを得ないんですが、これは政府に対する勧告ができれば、やはり何らかの形で長期目標は立てておかないと、まあ私の世代ですと、太平洋戦争はこれで失敗したわけですね。要するに中期目標の連続で、ハワイを攻撃すれば何とかなるだろう。その後はない。それから、今度はミッドウェーを攻略すれば何とかなるだろう。後はない。結局、中期目標、中期目標でやっていって長期目標がなかったわけね。どの点で講和するかという長期目標はなかったということです。私は2回ぐらいはしょうがないわけですが、全体としてはやはり。それだけ政府が大変なのかもしれませんけれども、やはりどこかで長期目標というのは、まあ長期目標というよりは、中・長期目標ぐらいは考えておかないと破綻するだろうと思います。よろしく申し上げます。

木村委員長 その辺いかがですか。

金子政策評価企画官 確かに現在の独立行政法人通則法では、まず中期目標を決めて、その中期目標の期間を3年から5年ということで区切っているわけでございます。法律に



基づいてこういった作業をする場合には、法律の規定を超えることができないということになっておりますので、先生おっしゃったように長期目標を今後どうするかという問題は、私どもの当然問題でもございますが、広く政府全体の問題でもございますので、すぐにここでなかなか即答はできないんですが、また見直す機会もあるかとは存じますけれども。

木村委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ、石原先生。

石原委員 ちょっと質問なんです、先ほど17年度の評価を早く実施して、それを18年度の予算に反映させるというお話だったんですが、従来ですと17年度の評価というのは、18年に入ってから実施しておったということでございます。したがって、実質的には16年度までの評価に基づいて最終的な方向づけの御意見を出すというふうに考えてよろしいのかどうかということが1つです。それからもう一つ、前倒して評価するわけですが、17年度の評価は18年度に再び実施するのかどうかということですね。その2つをちょっとお伺いしたいんです。

木村委員長 お願いします。

金子政策評価企画官 私の御説明がわかりにくかったかと存じますけれども、あくまで17年度単年度の評価は、18年度に事後的に行うことになると思います。今申し上げましたのは、中期目標というものは大体今多くのところで5年間と決まっているわけですが、その中期目標をつくるに当たって、今までの中期目標の達成度合いというものを一度評価しなければいけないということでございます。ですから単年度の評価というよりは、今まで積み重ねてきた4年間、もし5年間であれば、最終年度にその4年間を振り返って中期目標の達成度合いなどを評価する、こういうことになろうかと思っているわけでございます。

確かにおっしゃるように17年度の評価はまだ決まっておりませんが、ただ、先ほど申し上げましたような閣議決定のスケジュールによれば、17年度最終年度の段階である程度、新しい中期目標をどうつくるかというところを決めなければならないということでございますので、それは最終年度の評価を早くするのではなくて、最終年度の評価は評価でまた別にやっていただきますが、中期目標、その前まで積み重ねてまいりました中期目標の達成度合いを評価するというところでございますので、そこはそういうような形で御理解いただければと。決して最終年度を早めてやるということではないということでございます。

石原委員 その辺の考え方ははっきりしておいていただいた方がいいと思います。ここでは、方向づけをするというふうな言葉、あるいは意見を出すというふうな言葉しか出てないような気がするんですが、もうちょっとははっきり書いていただいた方がいいんじゃないかと思います。

与田政策評価官 基本的には先生の御理解で間違いはございませんで、平成 17 年度に 16 年度までの暫定的な評価を行って、それを次の中期計画に反映させるということでございます。

石原委員 わかりました。

木村委員長 小山先生。

小山委員 私の分科会では 4 法人というか、3.5 法人というか、複数の法人の評価をさせていただいておりますが、その中でちょっと御報告というか御意見を伺いたい話が 1 つございます。それは極めて順調にしている法人の話でございますが、そろそろ次の中期目標について法人内で議論を始めておられる法人が出てまいりまして、この中期目標というのはもとより国土交通大臣の指定するものではありませんが、各法人が自主的に次の計画というか目標について希望を述べるといいますか、希望をまとめるといいますか、私どもの法人はこういう方向に行くべきではないかという議論を所内でおやりになるのは大変結構なことだろうと思います。それに対する位置づけがどうなのかなという、国土交通大臣が命令する目標ということと、それから各研究所の自発性ということについて、私はそれをエンカレッジするようなメッセージを来年度中に何か出していただければ大変よろしいんじゃないかと思います。

それからもう 1 点、閣議決定の 5 - 3 のところでございますが、3 番目のパラグラフの最後に、民間にできることは民間に委ねるという独法の当初の方針だろうと思いますが、例えば国土交通省のたくさんの独法があるわけですが、5 年終わったときに、結果一つも民営化できなかったというのはいかがなものであろうかと。いろんな縛りがありまして、現状では私が知る限りでは民営化できると標榜しておられるところはないように思います。これだけあるし、非常に具体的な話もやっておられるわけですから、民営化だけが目的ではないと思いますが、どこか何か優等生が出てきてもいいのではないかという感じがいたします。先ほど申し上げました次期中期目標に対する意見のとりまとめということに並んで、民営化の可能性ありやなしやとか、可能性あるとするとどういった枠組みが変更されれば可能であるというか、そういう検討ができるような道を 16 年度中におつくりいただければ

ば、我々の分科会としてはその方向でできる限りの御協力はしたいと思っております。

以上でございます。

木村委員長 その辺いかがでしょうか。

金子政策評価企画官 独立行政法人の中期目標につきましては、委員御指摘のとおり、国土交通大臣がこれを定めるということになっているわけでございます。また、そのもとにつくる中期計画、これは各法人がつくるわけでございますが、これも主務大臣の認可を受けなければならないとなっております。いずれにしても各法人がさまざまな形で自主的に次期中期目標に対して、自分たちの今までの業務を見直して、いろいろ議論していただくのは大変結構なことだろうと思っているわけでございます。当然のことながら中期目標をつくる際に、それは新しいものをつくる、通常の手順として、当然各法人からの御意見も広く聞くような機会がなければ実際に生きた中期目標はつくれないと思いますので、そのあたりの検討結果はさまざまな形で反映されていくことになるだろうと存じております。

もう一点は、民営化の優等生があってもよろしいのではないかという話なんです。これは今ここで申し上げることはできませんので、そのあたりは明確なお答えは持ち合わせていないところでございます。申しわけございません。

与田政策評価官 一言付言させていただきますと、先ほどのインセンティブを与えるべきではないかというのは、私どもまさにそうだと思っておりますので、中期計画を独立行政法人自ら検討することについて、エンカレッジしていきたいと思っております。

それから、民営化できるものは民営化すべきではないかということですが、それは個別の法人によっていろいろ事情がありますので、今この段階でどの法人がということを上上げる段階にないんですけれども、この項目については、私ども 17 年度に対象となる法人があまたございますので、必ずこういった形でチェックされることは覚悟いたしておりますので、そこら辺についてチェックというような後ろ向きの姿勢だけではなくて、今後の体制どうあるべきかということをしかりと検討していきたいと思っております。

小山委員 例えば財務の取り扱いですとか、運営費交付金の扱いであるとか、あるいは目的積立金の制度であるとか、そういうところについて極めて自由度がないということや独法の方々はおっしゃっているの、どこをどう変えればどうなるのかという話をぜひ聞いていただきたいといいましょうか、あるいは総務省からチェックが入る前に。この評価委員会全体として、どれも民営化できなかったというのは、やはり恥ずかしいことではないかという基本的な合意が何かあっていいのではないかという、ちょっと踏み込んで申し

ますとそういうことでございます。

木村委員長 どうぞ、鳶さん。

鳶委員 今回の民営化との関係で言わせて頂きます。評価するときに、全体に民間との比較ということが時々出るわけですね。恐らく独立行政法人にした背景というのは、組織上、財政上の構造改革の問題だとか、グローバル化にどう対応するとか、社会や世論の動きに対してどう対応するといったようなことから、21世紀の公的セクターのあり方や、効率化、合理化、あるいは民間を圧迫しないということで多分こういう方針ができたんだろうと思うんです。

しかし、公的セクターには一方で、民間にできない公共的なこともやらなければいけないという役割も持っている。そういう状況の中で、我々はただ独立的に物を考えるのか、あるいは民間との関係をどういうふうに考えるのかということは、評価したり物を考えるときに非常に大きい意味を持つ。現実には時々、給与の問題とか、ボーナスの問題とか、退職金の問題で、民間より2～3%多いから下げるから突然丸をつけてくれとか、そういう話があるわけです。

そうすると、一体民間との関係というのは皆さんが評価するときに、どんなことを頭に入れながら評価するのかというのはなかなか難しいだろうと思うんです。民間も似たような研究所、シンクタンク、技術研究所をみんな持っているわけです。そういうものと比較しながら物事を考えていくのか、そうではなくてもう少し公的セクターとしてあるべき姿として今後のあり方を考えていくのか、その辺の基準がもう一つよくわからない。その辺の考え方について、もう少しガイドラインがあった方が、例えば民営化の問題にしても、給与の問題にしても、もうちょっと考え方がすっきりしてくるんじゃないかという気はします。

木村委員長 ありがとうございます。

今の問題提起は国土交通省だけの問題じゃないと思います。独立行政法人全体のデザインの問題だと思いますので、ぜひ全省庁で取り組んでいただきたいと思います。

高木委員、お手が挙がっていましたので。

高木委員 ちょっと御質問というか確認させていただきたいんですけども、中期目標終了時に向けていろいろな評価をする。それは予算のためであるということはわかりました。最終年度は独自に別個に評価するというのもわかりましたが、ちょっと私独法の法律を最初に見ただけなのでちゃんと記憶してないんですけども、中期目標終了時に、法

人の存続について評価委員会が意見を言えるというのはあったと思うんです。結局そこに評価委員会の意味というか、独立行政法人をスタートさせた意味があると思われるんですが、その存続について意見を言える機会というのは、そうするとこの4年目の今見直しをされているところで行うことになるという理解でよろしいんですか。

金子政策評価企画官 そういうことでございます。独立行政法人通則法の中で、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関してということもございますので、そういった観点から評価していただくことも重要なことであると思っております。それをまたこの流れの中で御意見いただくことになっていこうかと思えます。

与田政策評価官 今のとおりでございまして、4年目でしっかりそこを見ていただくということでございます。

木村委員長 どうぞ、加藤さん。

加藤委員 この5 - 1の先ほど行革推進本部資料の8月のところでほぼ勝負が決まるんでしょう、このスケジュールを見ますと。そうすると各主務大臣がこの委員会との関係で言えば、評価委員会の意見を踏まえて、それでどうするか、次の次期中期目標をどうするか。恐らくこここのところでほぼ勝負は決まると思うんです。それで先ほどから議論があったように、評価委員はほぼずっと最初から、ある意味では原子メンバーみたいな形でやっている実態だと思うんです。委員プラス臨時委員を含めて。役所の方は相当担当者がそれぞれかわっておりますからね。特に原局にすると担当者はかわってきている。

ここで先ほどからも議論がありましたように、最初の経験でございますから、最初の経験を踏まえて、それで目標を設定するときに割かしイージーに流れたのではないか、言い換えれば非常に達成しやすいような形で設定されたのではないか、というような御意見もある。一方では、これだけたくさんあれば民営化できるようなものはどこか出てこないか。そこら辺も恐らく目標の設定の問題に大きくかかわるわけでございますから、先ほど高木委員がおっしゃったように、この8月までの評価委員会で、かなり第1次中期目標の最初の設定の仕方も含めて議論することが必要ではないか。言いかえれば、それぞれの独立行政法人の存否まで含めて、そういう頭で委員がそれぞれレビューをしてみる。そういう率直な意見を聞かれて、それで役所の方が構築されていくということを強く要望しておきます。

与田政策評価官 引き続きよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げたいと思いません。

木村委員長 その辺のことは、ぜひ分科会で積極的に御議論いただければと思います。  
ほかにございませんでしょうか。どうぞ、後さん。

後委員 3年前を思い出していただきたいんですが、当初、省庁再編でドタバタの中で中期目標を与えられて、最初だから中期計画も主管の省庁の方でつくるとい経過の中で、この会議の場面で、要するに最初に例えば私が分科会で参加させていただいている土研、建研なんかですと、研究所だと。当初の5年間に細かな経産省と同じように数値目標を立てて、それをちょっとずつやっていくことは、研究所が独立行政法人としてスタートするときに本当に意味があるのだろうか、それはかなり意味がないんじゃないかということで、当初はですから基盤整備の時期じゃないかということで、かなり数値目標の数を減らしたというか、そこの部分を小さくする。そのかわりに次の中期目標は独自にきちんと立てるとい議論を経た上で、数値目標が少なかったとい経過がございました。

ですから、今高木委員がおっしゃるように、次の中期計画について、むしろ次の5年間で何をするのかということをお我々はきちんと見ることの方が。今までの評価の実績というのはそれもそれで大事ですけども、いろいろチャレンジングなことをされたと思うんですが、むしろ今後どうするのかということを見て判断するのが、当初数値目標を減らしたということと関連すると思うんです。そこをどのように保証していただくかということが改廃も含めて大事なことなんじゃないかと思うんです。

木村委員長 いかがでしょうか。

与田政策評価官 言われるとおりだと思います。

木村委員長 今、後さんがおっしゃった研究所の評価について、研究所も独立行政法人になったんですが、それについて他の 他のも言ってもたくさんあるんですが、他の一般的な独立行政法人と同じような評価基準、評価をやることはいかがなものかということ、総務省の委員会にほとんど全部の省庁の委員長が意見を出しました。そういうことで、さっき椎貝先生がおっしゃった、もちろんほかの独立行政法人も長期ビジョンというのは必要なんですけれども、研究所は殊にそうですね。そういうことからぜひ総務省としては、研究所の評価の方法については考えてくれという要望は出してあります。どう出てくるかわかりませんが、かなり深刻に受けとめるという委員長の御発言はございました。

ほかにございませんでしょうか。

ちょっと私質問があるんですけども、来年できる奄美群島振興開発基金の何か業務が非常に小さいような気がするんです。これで3つ保証業務と融資業務と出資業務があつて、

出資業務は17年度末までにやめると。この保証業務というのは一体何なんですか。細かいことで恐縮ですけども。

金子政策評価企画官 これは大変信用力が乏しい、特に中小規模の事業者の方が、銀行等の民間の金融機関から円滑に貸し付けを受けられるように、それに対しまして保証を行う、開発基金が保証を行うと。ですから、信用力をつけてあげるとのことと理解いただければと思います。

木村委員長 そうすると、そういうことが徹底してきて民間の金融機関が融資するようになると、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、これは要らないと。今の小山先生、加藤さんのお話で、民営化という方向へ行く可能性がありますよね。

金子政策評価企画官 もともと中小規模の企業の方でなかなか信用力がなくて、一般の民間企業ですと貸しにくいようなところに信用保証をあげるとのことでございますので、すぐさまそれが……。

木村委員長 すぐさまということではなくて、そういう雰囲気がずっとできると、民間の金融機関が融資するという事態が一般的になれば、特に国でそういうものを保証する必要もなくなる。何でこんなことを申し上げるかということ、日本貿易保険というのがありますね。非常にリスクがあるので、国が事業するときには大変な保証をするんですけども、これについても今経済省で大議論になっていまして、果たして独立行政法人としてやる必要があるのかという議論まで出ていますから、そういうことでちょっと申し上げてみたいんです。

与田政策評価官 奄美につきましては、地場産業というのは焼酎とか、大島つむぎとか、どちらかという小規模な企業が多うございまして、それとあと地域振興的な意味からこういった基金をつくっているということではないかと思っております。確かに民間がしっかり貸せるようなことができるのであれば、その存廃問題ということは当然議論の中に入ってくると思います。

木村委員長 済みません、ちょっと余計なことを申し上げました。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

椎貝委員 今の考えですけど、そうすれば日銀か何か保証すれば、そのところだけ特別融資枠をとっておいて、その金を国から預かって大切に取っておけばできるわけで、ここで人を雇ったらその給料を払わなくちゃならないし、だんだん減っていかないですか。大概そういうのは外国だと銀行同士の保証で片づきますね。だから、新しい組織をつくる

というのは、私は異議を唱えるわけではないんですけれども、新しい組織をつくる意味がどこにあるのかという問題で。ある程度何年かの猶予期間を置いて、だんだんに減らしていくという方針であればそれはよくわかりますけど、それは普通民間、日銀で十分やれることですよ。

山本政策統括官 今回の個別の基金のお話ですけれども、これは奄美群島が米国施政下から日本に施政権を返還されたときに、米国施政下にあったときハンディキャップを負ったと。だから、国家全体としていろいろな意味で、金融だけではなくて応援しようということで特別立法いたしまして、これが時限立法でございまして、それが5年ごとに更新されてきております。ですから5年ごとに、中期目標ではありませんけれども、国家全体として奄美群島に配慮すべき状況が続いているかどうかというのは、法律の改定をもって国会で判断いただいている仕組みになっております。

それはたまたまこの通常会に、予算関連法案でこの期間の延長を担当局がお願いをしております、今のような議論をしております。そのような議論をする中から、具体的な出資業務はほかに政策投資銀行もあるし、あるいは民間金融機関もいろいろ成長してきているし、出資業務はいいんじゃないかという議論になって、保証、融資をもってこれから5年間延ばすという枠組みになっているんです。

椎貝委員 その後ちょっと含みがあるというような感じですね。

山本政策統括官 そうですね。ですから、この評価委員会で御議論いただくことは非常に大事なんです。例えば4年目にそういう御議論いただいて、今度担当局が延長をお願いするかどうか、与党も非常に強い延長の要請がありますので、どういうやりとりをするかということについて意見をいただければ、非常に力強いことになるというふうに思いながら伺っていたところです。

木村委員長 ありがとうございます。

それから、総務省から来た意見について、具体的に各独法の名指しで意見が来ていますが、これは当然分科会で御議論いただくということですね。

金子政策評価企画官 そうでございます。

木村委員長 ほかに御意見はよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。大変活発な御意見、しかも前向きの御意見をいただきましたので、ぜひ今後の議論の参考に事務局としてしていただきたいと思っております。

主な議題は以上でございますが、その他ということで何かございますでしょうか。



金子政策評価企画官 特に事務局から申し上げることはございません。

木村委員長 それでは、これでよろしゅうございますか。今後また先ほど御紹介ございました17年度末で第1期、1サイクル目が終わる独立行政法人についての最終評価等でいろいろ先生方に御迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会